

兵庫県公報

平成31年2月1日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示

ページ

- 平成8年兵庫県告示第225号の4（兵庫県政府調達に関する苦情の処理手続）の一部改正（契約管理課）…………… 1
- 平成8年兵庫県告示第225号の5（兵庫県入札監視委員会設置要綱）の一部改正（同）…………… 1

告 示

兵庫県告示第85号

平成8年兵庫県告示第225号の4（兵庫県政府調達に関する苦情の処理手続）の一部を次のように改正し、平成31年2月1日から施行する。

平成31年2月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1中

「兵庫県入札監視委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関する必要な事項は、別に告示する兵庫県入札監視委員会設置要綱に定める。」

を

「(1) 兵庫県入札監視委員会（以下「委員会」という。）は、苦情を文書で受理し、県の機関及び公立大学法人兵庫県立大学（以下「調達機関」という。）による当該苦情に係る調達のいかなる側面に関しても事実関係を調査し、調達機関に対する提案を行う。

(2) 委員会の設置及び運営に関する必要な事項は、別に告示する兵庫県入札監視委員会設置要綱に定める。」に改める。

2(1)中「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書その他の国際約束（以下「協定等」という。）を「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束（以下「協定等」という。）」に改める。



兵庫県告示第86号

平成8年兵庫県告示第225号の5（兵庫県入札監視委員会設置要綱）の一部を次のように改正し、平成31年2月1日から施行する。

平成31年2月1日

兵庫県知事 井戸敏三

第1条中「県の機関」を「県の機関及び公立大学法人兵庫県立大学」に改める。

第2条第1号中「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書その他の国際約束の対象となる調達」を「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の対象となる調達」に改める。

第2条第3号中「予定価格の95%以上の高落札率案件」を「県の機関が発注する建設工事に係る予定価格の95%以上の高落札率案件」に改める。

第2条第4号中「談合情報があったすべての案件」を「談合情報があった県の機関が発注するすべての案件」に改める。

第2条第5号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 公立大学法人兵庫県立大学が行う調達であって、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の対象となる調達に関係する供給者の苦情に関する次の事務
- ア 苦情に係る調査及び検討並びに検討結果の報告及び提案を行うこと。
- イ 関係調達機関に対する契約締結又は契約執行の停止の要請に関すること。

第4条に次の1項を加える。

4 委員は、次のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けたとき
- (2) 禁錮以上の刑に処せられたとき
- (3) 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(設置期限)

第10条 委員会の設置期限は、平成34年3月31日とする。